

第1章 災害予防計画

基本方針

自然災害や規模の大きい道路事故等では、道路の寸断や多数の死傷者の発生等の被害が生じることから、道路交通の安全を確保し、道路利用者及び市民の生命、身体を保護するため、道路災害予防活動の円滑な推進を図る。

第1節 道路交通の安全のための情報の充実

(建設課)

第1 基本方針

自然災害・事故等により生じる道路、橋梁等の機能障害を最小限に抑えるよう、関係機関において情報交換を図る等、平常時より連携を強化する。

第2 主な取組み

関係機関の情報連絡体制、連携を強化し、気象警報・注意報等の的確な発表、伝達の実施に努める。

第3 計画の内容

1 気象警報・注意報等の的確な発表、伝達等

(1) 基本方針

道路利用者に対する気象警報・注意報等の周知不足が大災害に発展した例も多く、情報収集とともに、道路利用者への的確に情報を周知することが求められる。

(2) 実施計画

道路管理者は、気象庁による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するために、平常時から長野地方气象台、県警等関係機関との連携を強化する。

また、道路利用者へ気象警報・注意報等を迅速に提供するための体制の整備を図る。

第2節 道路、橋梁等の整備

(建設課)

第1 基本方針

自然災害や道路事故等で生じる道路、橋梁等の機能障害を最小限に抑えるよう安全に配慮した整備を行う。

また、気象条件により自然災害・事故等の発生の恐れがあるときは、未然にこれを防ぐ対策を講ずる。

第2 主な取組み

道路等の自然災害・事故等に対する安全性を確保するため、危険箇所の点検を実施し、道路等の整備を図る。

第3 計画の内容

1 道路の自然災害・事故等に対する安全性の確保

(1) 基本方針

自然災害・事故が発生した場合、道路等は落石、法面崩壊、道路への土砂流出、道路決壊、橋梁等重要構造物の破損、電柱等の倒壊、事故車両等によって交通不能又は交通困難な状態になる場合が予想される。この対策として、各道路管理者並びに警察等関係機関は、道路等について自然災害・事故等に対する対策の強化を図る。

(2) 実施計画

- ア 市は、道路施設等整備計画により、災害に対する安全性に配慮し、整備を行う。
- イ 自然災害・事故等が発生した場合に、救助工作車等の大型車が通行可能なよう、道路等の拡幅等、整備を図る。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(全部局)

第1 基本方針

自然災害・事故等が発生した場合に備え、平素から情報の収集・連絡体制、災害応急体制の整備を図る。

第2 主な取組み

- 1 関係各機関において、緊急に必要となる相互支援について、連携の強化等災害応急体制を整備する。
- 2 関係者への的確な情報伝達活動を行う。

第3 計画の内容

1 災害応急体制の整備

(1) 基本方針

自然災害・事故等により、道路（橋梁等を含む）が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要があるが、各機関単独では対応が遅れる恐れがある。この対策として、被災後の応急復旧及び復旧活動に関し、各関係機関において、緊急時の相互応援が必要な場合に備えて、平常時から連携を強化する。

また、医療機関の患者受入状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるように努める。

(2) 実施計画

地域防災計画等の定めるところにより、関係機関との協力体制を整備するとともに、傷病者の移送についても、医療機関の連携がとれるよう、関係機関を交え調整を行う。

2 関係者への的確な情報伝達体制の整備

(1) 基本方針

道路管理者は、道路事故に関する情報を、常に伝達できるよう体制の整備を行う。

(2) 実施計画

道路管理者は、道路事故に関する情報について、常に伝達できるよう体制及び施設、設備を、放送事業者等との連携を図り整備する。

第2章 災害応急対策計画

基本方針

自然災害・事故等が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、救急・救助活動を行う。また、必要に応じ交通規制、迂回道路の選定等の災害応急対策をとり、被害を最小限に食い止めるとともに、必要に応じ応急復旧工事を行う。

被害が甚大な場合は、関係機関との連携により相互に支援を行う。

第1節 発生直後の情報の収集・提供・連絡及び通信の確保

(全部局)

第1 基本方針

自然災害・事故等が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、救急・救助活動や応急対策を講ずる。

第2 主な活動

情報不足による混乱及び被害の拡大を防止するため、災害情報の収集、提供、連絡活動を実施する。

第3 活動の内容

1 災害情報の収集、提供、連絡活動の実施

(1) 基本方針

災害発生時に迅速な情報を収集することは、災害応急対策を実施する上で重要である。このため、迅速な情報の収集、連絡活動を実施する。

また、被害拡大の防止等を図るため、道路利用者への情報提供に努める。

(2) 実施計画

道路パトロール等による巡視の結果や通報等により入手した情報を、県防災行政無線等を活用して、速やかに県、関係各機関へ通報する。

第2節 救急・救助・消火活動

(消防防災課)

第1 基本方針

道路災害が発生した場合には、負傷者の救急・救助活動を迅速かつ円滑に実施するため、各関係機関が協力体制を確立する。

第2 主な活動

市、県及び関係機関は、道路事故発生に際して互いに連携し、迅速な救急・救助活動に努める。

第3 活動の内容

1 救急・救助活動

(1) 基本方針

道路災害発生時においては、人命を第一とし、迅速な救急・救助活動に努める。

(2) 実施計画

ア 市及び県は、震災対策編第2章第6節「救助・救急・医療活動」及び第7節「消防・水防活動」に定めるとおり救助・救急・消火活動を実施する。

イ 道路管理者は、事故発生直後における負傷者の救急・救助活動を行うよう努めるとともに、関係機関の行う救急・救助活動に可能な限り協力する。

第3節 災害応急対策の実施

(全部局)

第1 基本方針

各機関は、自然災害・事故等が発生した場合は、災害応急対策を円滑かつ強力に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところにより活動に万全を期する。

また、必要に応じ、交通規制、迂回道路の選定等の措置をとるとともに、速やかに道路利用者に周知する。

第2 主な活動

1 道路管理者、指定行政機関、地方公共団体、公共機関等それぞれが、路上障害物の除去、緊急輸送路確保等の応急活動を実施する。

また、被害の拡大を防ぎ緊急交通路を確保するため、交通規制、迂回道路の設定等の措置をとるとともに、被害の拡大等を防ぐため、道路利用者等に迅速に情報を提供する。

2 関係機関の間で締結した業務協定等に基づく応急活動を実施する。

第3 活動の内容

1 道路管理者、指定行政機関、地方公共団体、公共機関等の応急活動の実施

(1) 基本方針

自然災害・事故等が発生した場合には、速やかに道路障害物除去等の応急活動を実施し、被害を最小限にとどめるとともに、二次災害を防ぐために交通規制等を実施する。

(2) 実施計画

ア 行政区域内の道路（橋梁等を含む）の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図り交通規制、応急復旧を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。

イ 道路パトロール等の点検結果や、発見者の通報等をもとに、速やかに路上の障害物の除去等の応急活動を実施するとともに、二次災害を防ぐための交通規制、迂回路の設定等の応急活動を実施する。

ウ 迅速に立入禁止区域を設定するとともに通行者、通行車両等に対する交通規制及び避難誘導を的確に行う。

2 関係機関の協力体制の確立

(1) 基本方針

関係機関が協力して活動することは、災害応急対策を実施するうえで重要である。このため各機関が相互に情報を共有し、協力して災害応急対策活動を実施する体制を確立する。

(2) 実施計画

応急対策に必要な物資等について速やかに県に要請するとともに、県と連絡を密にし、協力して効率的な人員、資材の運用に努める。

第4節 関係者への情報伝達活動

(全部局)

第1 基本方針

被災家族等からの問合せに的確に対応できるよう、必要な人員を配置する。

第2 主な活動

被災家族等に対する的確な情報伝達活動を実施する。

第3 活動の内容

1 被災家族等に対する的確な情報伝達

(1) 基本方針

被災家族等のニーズを十分に把握し、災害の状況、安否状況、医療機関等の情報をきめ細かに正確に提供する。

(2) 実施計画

道路事故災害の状況、安否状況、医療機関等の状況を把握し、被災家族等に対し正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。このため、必要な人員を配置するとともに、報道機関、情報通信事業者等の協力を得て随時情報を提供する。

第5節 道路、橋梁等の応急復旧活動

(建設課)

第1 基本方針

道路管理者は、迅速かつ的確に道路、橋梁等の応急復旧を行い、早期に道路交通の確保に努める。

第2 主な活動

道路交通の早期回復のため、道路等の応急復旧工事、交通安全施設等の応急復旧活動を実施する。

第3 活動の内容

1 迅速な道路等の応急復旧工事、交通安全施設等の応急復旧活動

(1) 基本方針

道路管理者は、被害の状況、本復旧までの工期施工量等を勘案し、迅速かつ的確な道路等の応急復旧を図る。

(2) 実施計画

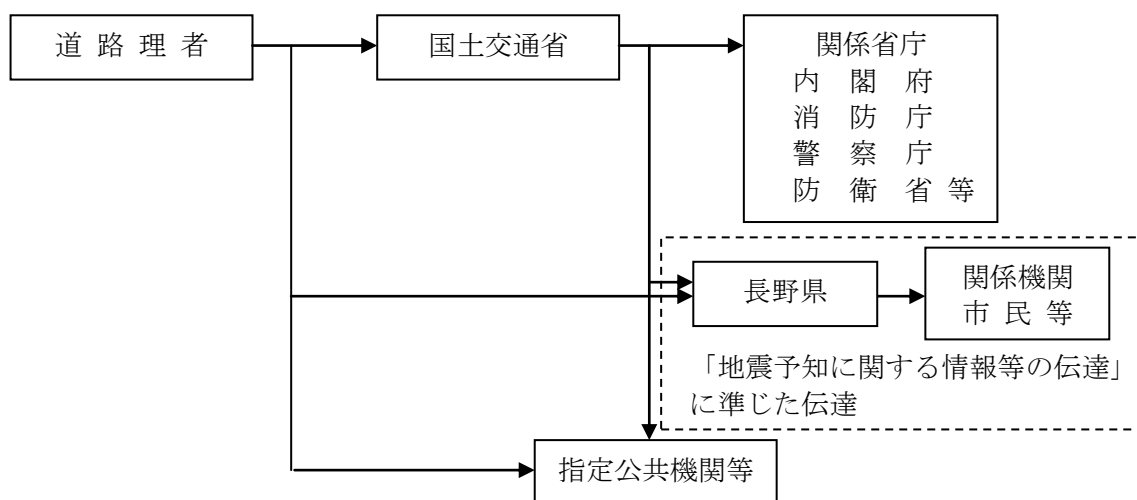
道路パトロール等による巡視の結果等をもとに、被災道路の応急復旧工事を行う。応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。

応急対策業務に関して、必要に応じて「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、建設業者団体等に協力を要請する。

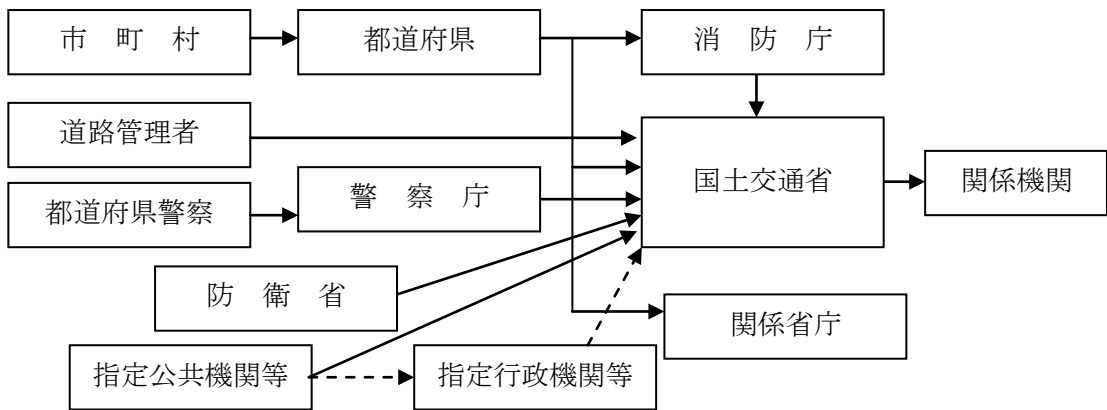
また、道路標識の倒壊、損壊については、重要な標識から優先して、補修や移動式標識の設置による応急対策を実施する。

2 道路災害における連絡体制

(1) 道路災害等事故情報の連絡

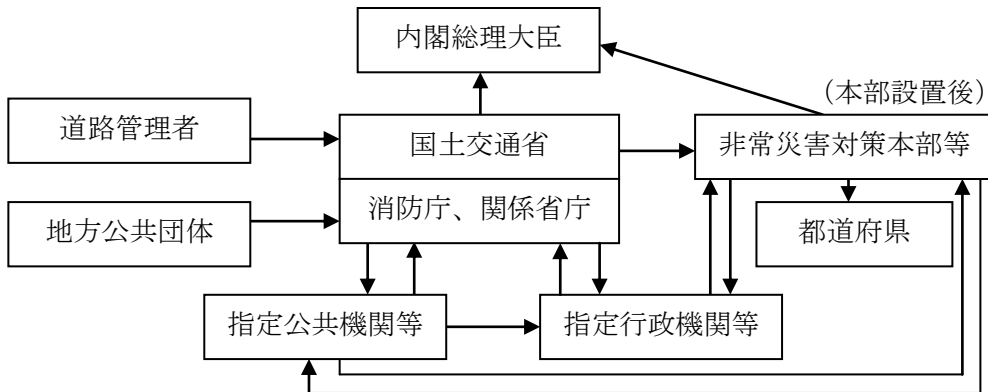


(2) 道路事故発生直後の第1次情報等の収集・連絡

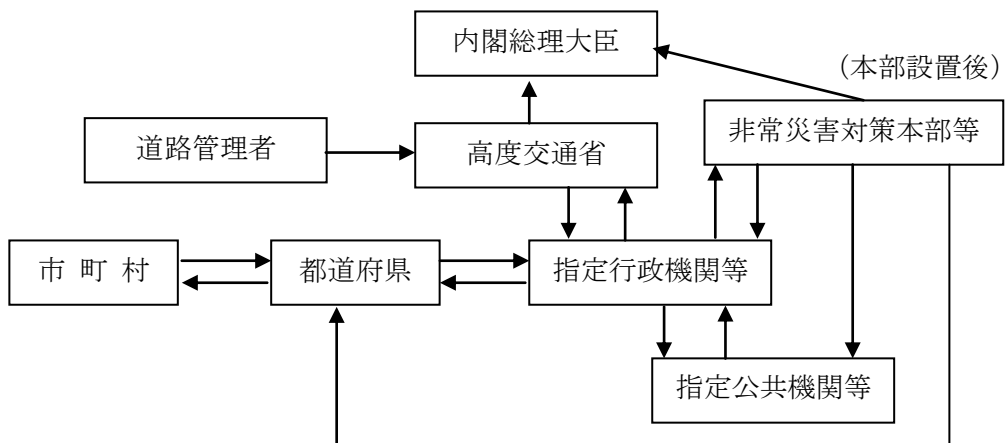


大規模な場合（----->は、指定公共機関等の場合）

(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報



※ この図は、防災基本計画に定められた、国の機関や市町村等との連絡体制を含めた体制の概要を図示したものである。